

【重要】

医療費助成に関する申請者の皆さまへ

医療費助成申請時における公的医療保険情報の確認方法について(おしらせ)

令和7年12月2日より、マイナンバーカードでの保険証利用(以下「マイナ保険証」という。)を基本とする仕組みに移行となり、現在お持ちの健康保険証は原則令和8年4月1日から使用できなくなります。

保険変更等の公的医療保険情報の確認できる書類の提出が必要な申請の際に、ご注意ください。また、お伝えしたい点についてお知らせいたします。

なお、申請書類に不備のある場合、**申請受付することができませんので、「申請前に」必ずご確認のうえ、申請時には必要書類のご持参をお願いいたします。**

※ 要確認 ※

患者本人の加入する公的医療保険によって、必要な書類が異なります。
誰の分の書類が必要なのか、以下を「必ず」ご確認のうえ、裏面の①②③④のいずれかをご持参ください。

【加入している公的医療保険】

★ 患者本人が、後期高齢医療保険・国民健康保険組合・那覇市以外の国民健康保険に加入

→ 患者と同世帯内の同じ公的医療保険加入者「全員分」の書類が必要です。

(例)夫婦ともに後期高齢医療保険に加入している場合は、夫婦「2人分」の書類が必要です。

※裏面にある④の場合、世帯内の同じ公的医療保険加入者「全員分」のマイナンバーカードと、それぞれのマイナンバーカードに紐づいた「全員分」の暗証番号(数字4桁)が必要です。

★ 患者本人が、被用者保険に加入 (例)全国健康保険協会・共済組合

患者本人が被保険者の場合・・・ 患者本人分 の書類が必要です。

患者本人以外が被保険者の場合・・・ 患者本人分と被保険者分 の書類が必要です。

※裏面にある①②③の場合、患者本人分の書類に被保険者の氏名が記載されている場合は、被保険者分は省略できます。

★ 患者本人が、那覇市の国民健康保険・生活保護

→ 那覇市保健所にて同意書を記入することで提出書類を省略できます。

※ただし、生活保護と被用者保険を併用している方は、被用者保険の情報がわかる裏面にある①～④のいずれかの提出が必要です。

★ 患者本人が、那覇市以外の生活保護

→ 保護受給証明書(申請日から3ヶ月以内に発行したもの)

※ただし、生活保護と被用者保険を併用している方は、被用者保険の情報がわかる裏面にある①～④のいずれかの提出が必要です。

